国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、関東地方整備局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

平成23年度以降に関東地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から 可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

○港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果(関東地方整備局)

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果(関東地方整備局)

問合せ先 連絡先 港湾空港部港湾管理課管理第一係 045-211-7414 港湾空港部港湾事業企画課技術審査係 045-211-7417

	are e			是正を要する事項				
	港湾名	港湾管理者名	施設名	内 容	処理方針	措置状況		
			南防波堤	上部工に防波堤の性能に影響を及ぼす程度の欠損がある。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定 (毎月巡視を実施)		
	鹿島港	茨城県	南航路-10m岸壁	防舷材取付金具がゆるんでいる。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			居切導水路-4.5m 岸壁(I)	防舷材が欠落している。 また、上部工の鉄筋が広範囲に渡り露出している。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			居切導水路一4. 5m 岸壁(Ⅱ)	上部工下部の石材が流出しているため、上部工が崩落する危険性が ある。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定 (立入禁止措置済)		
			南航路地区(-10m) 岸壁	エプロン部に最大で約40cmの局所的な沈下が確認されており、車両の通行等に重大な支障がある。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定 (応急措置済)		
	川尻港	茨城県	荷さばき地	所有者不明の小型艇が放置されている。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
	千葉港	千葉県	五井防波堤	傾斜堤部1ブロックが上部割れをしている。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			中央埠頭岸壁	防舷材が一部欠落している。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			中央埠頭C岸壁	防舷材の取付金具の抜けがある。	原状回復	未処理:H28年度処理予定		
			中央埠頭3号岸壁	防舷材の欠落、損傷及び取付金具の緩みがある。 また、目地端部の割れ掘れ、グレーチング部のコンクリートの損傷、 隅角部の沈下に伴うひび割れ等がある。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			中央埠頭2号岸壁	防舷材の損傷及び取付金具の緩みがある。 また、エプロンのひび割れが進行し、割れ掘れを起こしている。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			中央埠頭G·H岸壁	車止めが劣化していて機能していない。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
	木更津港	千葉県	岸壁(−12m)	エプロン部に3cm以上の沈下がある。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
	波浮港	東京都	物揚場	施設前面が埋め立てられているが、管理委託契約に基づく事務手続 きがなされていない。	原状変更•用途変更	未処理:H28年度以降処理予定		
	新島港	東京都	突堤	背後埋立により、物揚場として利用されている。	原状変更·用途変更	未処理:H28年度以降処理予定		
		横浜市	大黒ふ頭ー4.5m岸壁 その2	背後企業が無許可で職員用駐車場に利用している。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定 (注意喚起済)		
平成27年度度全体			大黒ふ頭-4.5m岸壁そ の1	背後企業が区画線を引き、コンテナシャーシ置き場として使用している。 岸壁背後に使用許可を受けて中古車を置いている企業が、無許可で エプロンを区切るようにフェンスを設置し、許可範囲を超えて車を多数 置いている。 係船柱及び車止めがあり利用可能にも関わらず、アクセス道路がなく 公共性を阻害している状況。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定 (中古車移動済)		
			本牧ふ頭2号先端物揚 場	エプロン及び背後用地に広範囲にクラックがある。 また、劣化度Aにもかかわらず補修計画なし。 利用制限もしていない。 また、防舷材に損壊が見られた。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定 (利用制限済)		
			山下6号物揚場	横浜市が保税区域用に設置したゲートフェンスに漁協が無許可で看板を掲げ、駐車場として利用。 また、漁具置き場や作業場として利用。また、漁船を無許可で係留し、電線を引き込みクレーン、照明を設置している。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			物揚場敷	一部前面にポンツーンを設置、また、一部を横浜港ふ頭(株)に駐車場として使用許可を出しており、一般公衆の利用に供していない状況となっている。	用途変更等	未処理:H28年度以降処理予定		
			大黒町道路敷	市の道路局が使用許可を受け残土置き場として使用している。	多目的使用	未処理:H28年度以降処理予定		
			大黒大橋取付部緑地 敷	施設の全部が他の用途、目的に使用されている。	用途変更等	未処理:H28年度以降処理予定		
	川崎港	川崎市	千鳥町4号岸壁	車止めに破損がみられる。	原状回復	未処理:H28年度中処理予定		
			夜光物揚場	エプロン沈下のため水たまりができている状況にも関わらず、利用制限なしで重量物(砂・砂利)荷役を行っている。また、車止めに破損がみられる。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
	横須賀港	横須賀市	浦郷地区突堤	他の用途、目的に使用されている。	用途変更	未処理:H28年度以降処理予定		
			 長浦4号さん橋	防舷材の欠落、車止めの欠損が見られる。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		
			橋梁	RC部分とPC部分に分かれており、RC部分は立入禁止措置済みだが、PC部分単独での点検はされていない状況。 また、クラックが見られる。	原状回復	未処理:H28年度以降処理予定		

平成25年度 実地監査分	横浜港	横浜市	大黒町油艀溜物揚場	一般公衆の利用に供していない状況にある。	用途変更等	未処理:H28年度以降処理予定
			大黒町油艀溜物揚場 同上取付部	一般公衆の利用に供していない状況にある。	用途変更等	未処理:H28年度以降処理予定
			大黒町物揚場	不法係留船が存在する。	適正管理	未処理: H28年度以降処理予定
	横須賀港	横須賀市	浦賀地区荷さばき地敷 地	施設の一部が他の用途に使用されている。	用途廃止等	未処理:H28年度以降処理予定
平成24年度 実地監査分	新島港	東京都	突堤	背後埋立により、物揚場として利用されている。	適正管理•用途変更	未処理:H28年度以降処理予定